

予防訪問リハビリテーション利用料 R3.4.1 改定

(1回20分あたり) (地域別単価 10,88円/単位)

介護度	予防訪問リハビリテーション費	サービス提供体制強化加算 (I)	介護保険一部自己負担額
要介護1～5	307単位/回	6単位/回	
	1割負担の方 335円	1割負担の方 7円	1割負担の方 342円
	2割負担の方 669円	2割負担の方 13円	2割負担の方 682円
	3割負担の方 1003円	3割負担の方 20円	3割負担の方 1023円
上記利用料は要介護状態に関係なく20分実施した場合です。40分実施した場合は約2倍の負担額となります。 医療機関または施設を退院・退所または新たに要介護認定を受けた方（支援も含む）には以下の*短期集中リハビリテーション実施加算が算定されます。			
リハビリマネジメント加算(A)イ 180単位/月 自己負担額 1割負担の方 305円 2割負担：610円 3割負担：914円		リハビリマネジメントについては医師がリハビリテーションの詳細な指示を実施。指示の内容を記録すること。リハビリテーション計画書の進捗等を定期的に見直し、介護支援専門員を通じて居宅サービス事業者への情報伝達等行いリハビリの質の管理をすることが含まれます。 リハビリマネジメント加算(A)については上記に加えリハビリ会議の開催（3カ月に1回以上）をし、医師が基本的には会議に参加します（テレビ電話やICTの活用可能）。計画書の説明は療法士が実施し、医師へ報告します。 リハビリマネジメント加算(B)は(A)に加えてリハビリ計画に関して、 <u>医師が利用者又はその家族に直接説明する事</u> となっています。 (A)ロ(B)ロに関しては、計画書等の情報等を厚生労働省に提出し、有効なリハビリの為に必要な情報を活用していることで算定できます。 また、いずれの加算も医師がリハビリ担当に対してリハビリテーションの目的に加え留意事項ややむを得ず中止する際の基準、利用者様への負荷量等内、1つでも指示を行うこと。 リハビリ計画書をおおむね3か月毎に更新すること。 上記により算定させて頂くこととなります。	
リハビリマネジメント加算(A)ロ 213単位/月 自己負担額 1割負担の方 232円 2割負担：464円 3割負担：696円			
リハビリマネジメント加算(B)イ 450単位/月 自己負担額 1割負担の方 490円 2割負担：980円 3割負担：1469円			
リハビリマネジメント加算(B)ロ 483単位/月 自己負担額 1割負担の方 526円 2割負担：1052円 3割負担：1577円			
※ 短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日 自己負担額 1割負担の方 218円 2割負担の方 436円 3割負担の方 653円			
介護予防訪問リハビリの長期利用の減算 5単位/回 1割負担の方 6円 2割負担の方 11円 3割負担の方 17円			

○その他費用

通常事業実施地域外で交通費が発生する場合は片道200円請求申し上げます。